

国が支える
安心が大きくなる

担い手積立年金

[愛称]

～ しっかり積立て、がっちりサポート 安心で豊かな老後を ～

- ☆ あなたの老後生活への備えは十分ですか？
- ☆ 年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。
- ☆ 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。

① 65歳の農業者の方の平均余命は 男性22年(87歳)、女性27年(92歳)

老後はお金の心配をせずに暮らしたいものです。その間予測不可能な経済変動があり、思わぬケガや病気もあります。

※ 日本人の平均余命は男性84歳、女性89歳となっており、農業者年金加入者の平均余命の方が長くなっています。



② こんなにかかる老後生活 (現金支出で年額約280万円)

高齢農家世帯(世帯主が65歳以上の夫婦2人)の家計費は、現金支出で月額約24万円が必要となります。

③ 国民年金の支給額(年額158万円)

農業者の皆さんが加入している国民年金の支給額は、40年加入で月額約6万5千5百円、夫婦あわせて月額約13万1千円です。

このように、豊かな老後生活のためには、国民年金だけでは十分と言えず、**老後の生活費は自分で準備**する必要があります。

サラリーマンは国民年金(基礎年金)の上乗せ年金として、厚生年金や共済年金(厚生年金のモデルケースでは夫婦お二人で年額約280万円、月額約23万円)を受け取っています。

農業者の皆様も、メリットがたくさんある**農業者年金に加入**して安心で豊かな老後を迎えましょう。

◆ 農業者年金に加入すれば～農業者年金の支給額(年額)の試算 ◆

加入年齢	納付期間	運用利回り2.07%の場合		運用利回り3.00%の場合	
		男性	女性	男性	女性
20歳	40年	75.7万円	64.7万円	93.8万円	80.0万円
30歳	30年	51.5万円	44.1万円	60.8万円	52.0万円
40歳	20年	31.3万円	26.7万円	35.3万円	30.1万円
50歳	10年	14.3万円	12.2万円	15.4万円	13.2万円

(注) この試算は、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.07%及び3.00%、65歳以降の予定利率が1.15%となった場合の試算です。

運用利回り2.07%は制度発足以降の11年度間の運用利回りの平均です。

予定利率1.15%は、農林水産省告示(H25.4.1施行)により定められている率です。

農業者年金の特徴

☆ 農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

＜家族一人ひとりの年金を！ 今、女性の新規加入者が増えています。＞

☆ 少子高齢時代に強い年金です。年金資産は安全性を重視して運用しています。

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

(注): 運用の結果得られる年金原資が、積み立てた保険料の総額を下回らないという保証はありませんが、安全性を重視した運用方法や、65歳の年金裁定時に運用収入の累計額ができるだけマイナスとならないようにする準備金の仕組み等を導入しています。

☆ 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万～6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

☆ 終身年金で80歳までの保証付きです。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。

仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族(死亡者の死亡時に同一生計であった、配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順位)に死亡一時金として支給します。

☆ 税制面で大きな優遇措置があります。

☆ 支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります(支払った保険料の15%～30%程度が節税)。

☆ 保険料を農業者年金基金が運用して得られる収益(運用益)は非課税です。

☆ 将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。

(65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます。)

＜つまり入口から出口まで税制上の優遇措置があります。＞

☆ 認定農業者など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助(月額最高1万円、通算すると最大で216万円)があります。

この国庫補助額に見合う年金は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力などに応じて受給の時期を決められます。

＜農業の担い手の皆様への特別な支援です。＞

さらに詳細な農業者年金の内容やご相談については、最寄りのJAか農業委員会または農業者年金基金にお問い合わせ下さい。

独立行政法人農業者年金基金
TEL: 03-3502-3199 (相談員)
TEL: 03-3502-3942 (企画調整室)

ホームページアドレス
<http://www.nounen.go.jp>

農業者年金基金

検索

